

官も輩出しており、女性指導者の育成及び女性関連政策の進展に大きく貢献した。2007年には南北首脳会談に南側女性代表団長として、連合の代表が任命されている¹²⁸。

その他

・ 総選挙女性連帯

5つの団体（女性政治勢力民主連帯、韓国女性団体連合、韓国女性団体協議会、韓国女性有権者連盟、韓国政治研究所）と19の運営委員会団体（国際女性総連盟韓国本会、大韓看護協会など）が核となり、2003年8月に結成される。韓国全土から計321団体が参加する。2004年の総選挙において、後述の「きれいな政治女性ネットワーク」とともに女性議員の増加を求める活発な活動を展開した。具体的には、政治関係法の改正論議の中で、「政治改革と女性政治参加拡大のための制度改善提案書」を発表し、国会議員選挙において、比例代表候補者の50%を女性とすることなどを提案した。提案の多くが、政治関係法の改正に反映されている。

・ 清い政治・女性ネットワーク

2003年11月に、各方面で活躍している78名の委員が発起人となり、2004年の総選挙に向けて発足された。女性の政治参画の促進および透明性の高い政治を実現することを目的とする。「女性を100人国会に送るキャンペーン」を展開し、102名の新人の女性候補者名簿を発表して、彼女たちを比例代表候補者にするよう各党に対し働きかけた。そのうち、選挙区で15名、比例代表で31名の計46名が候補者となり、21名が当選した¹²⁹。

2. 政治分野への女性の参画

(1) 政治分野への女性の参画の実態

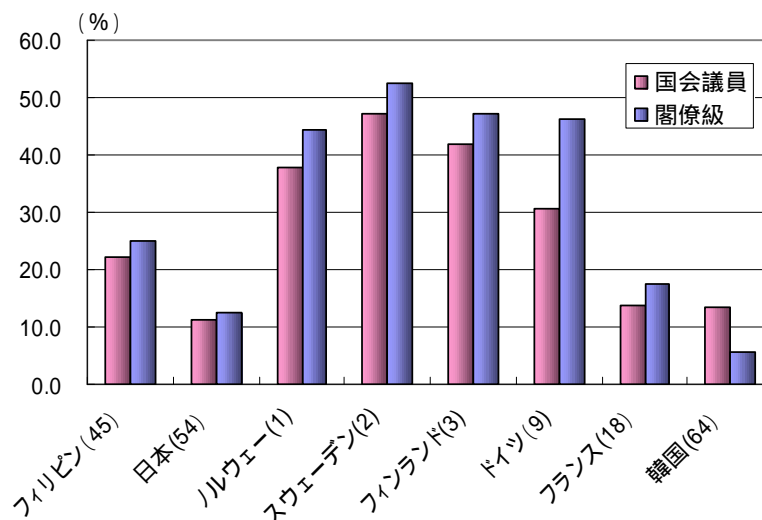
国

韓国のGEM（Gender Empowerment Measure）は、93か国中54位（2007/8年）と低い状況にある。下図のように、GEMランクの上位国と比較すると、国会議員や閣僚クラスの女性比率がかなり低い。日本とは近い水準あるが、比較すると、国会議員比率では、韓国の方が高いが、閣僚クラスになると日本の方が高い。

¹²⁸ 韓国女性団体連合ウェブサイト（<http://www.women21.or.kr>）、山下英愛「韓国における女性運動の現状と課題」『東西南北』和光大学総合文化研究所年報2007、32-33頁参照

¹²⁹ 清い政治・女性ネットワークウェブサイト（<http://www.womanpower2004.net>）、山本健太郎・前掲書、2005.4、88頁参照

図表 4-4 国会議員・閣僚クラスに占める女性比率の国際比較
(韓国・日本・GEMランク上位国・本調査対象3カ国)



(注) () は、GEMの順位を示す。

(出所) UNDP「人間開発報告書2007/2008」より。

次頁の図に、国会議員及び地方議員に占める女性比率の1958年から2006年の推移を示した。国会議員、地方議員ともに、2000年以降比率が高まっている。

図表 4-5 国会議員に占める女性比率の推移

年	総国会議員数		
	総数	女性議員数	比率
1958	233	3	1.3%
1960	233	1	0.4%
1963	175	2	1.1%
1967	175	3	1.7%
1971	204	5	2.5%
1973	146	12	8.2%
1978	154	1	0.6%
1981	276	9	3.3%
1985	276	8	2.9%
1988	299	6	2.0%
1992	299	3	1.0%
1996	299	9	3.0%
2000	273	16	5.9%
2004	299	39	13.0%

(出所) 中央管理委員会資料 (http://www.kosis.kr/ : 2008.02アクセス)

また、国政選挙の立候補者及び当選者に占める女性数の推移をみると、立候補者、当選

者とともに、2000年以降女性比率が高まっているが、2004年には、立候補者の比率に比べて当選者の比率の方が高くなっている。

図表4-6 立候補者・当選者に占める女性数・女性比率の推移

	立候補者			当選者		
	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率
1985	611	16	2.6%	276	8	2.9%
1996	1,550	41	2.6%	299	9	3.0%
2000	1,178	69	5.9%	273	16	5.9%
2004	1,311	136	10.4%	299	39	13.0%

(出所) Women in Korea 2007より作成

2004年の第17代選挙における主要3政党の候補者及び当選者に占める女性比率をみると、地域区(小選挙区)では、候補者の比率では「開かれたウリ党」が最も高いものの、当選者の比率では、「ハンナラ党」が最も高い。比例代表区では、候補者の比率では、「新千年民主党」が最も高く、「ハンナラ党」が最も低い、当選者比率では、「ハンナラ党」が最も高く、「新千年民主党」が最も低い。いずれの政党も、地域区は女性比率が5%以下の水準であるが、比例代表は5割前後の水準である。

図表 4-7 政党別立候補者・当選者に占める女性数・女性比率(2004年)

		ハンナラ党	開かれたウリ党	新千年民主党	
地域区	全候補者	218	243	182	
		うち女性	8	11	8
		比率	3.7%	4.5%	4.4%
	当選者	100	129	5	
		うち女性	5	5	0
		比率	5.0%	3.9%	0.0%
比例代表	全候補者	43	51	26	
		うち女性	21	26	15
		比率	48.8%	51.0%	57.7%
	当選者	21	23	4	
		うち女性	11	12	2
		比率	52.4%	52.2%	50.0%
全体	全候補者	261	294	208	
		うち女性	29	37	23
		比率	11.1%	12.65%	11.1%
	当選者	121	152	9	
		うち女性	16	17	2
		比率	13.2%	11.2%	22.2%

(出所) キムウォンファン・キムウンギョン[2004]『第17代総選挙における女性候補の選挙過程と今後の課題』2004 研究報告書

次に、政府委員会に占める女性委員比率の推移をみると、1995年以降増えており、3割

を超えた 2002 年以降も比率は上昇し続けている。

図表 4-8 政府委員会に占める女性比率の推移

年月	委員会数	委員数	女性委員数	女性参加率
1993.9	383	124,133	977	6.9%
1994.9	330	14,320	1,160	8.1%
1995.9	324	14,619	1,131	7.7%
1996.9	362	26,053	2,414	9.2%
1997.9	310	11,269	1,251	11.1%
1998.12	1,206	15,296	1,896	12.4%
1999.12	1,161	14,944	2,635	17.6%
2000.12	1,202	16,255	3,842	23.6%
2001.12	1,231	16,393	4,547	27.7%
2002.12	1,274	16,926	5,093	30.1%
2003.12	1,292	16,113	5,095	31.6%
2004.12	1,346	17,470	5,617	32.2%
2005.12	1,472	19,969	6,476	32.4%
2006.12	1,494	19,873	6,688	33.7%

(出所) 女性家族部「女性政策年次報告書2006」

地方

地方議会議員に占める女性比率は、2002 年の選挙から 2006 年の選挙にかけて、急速に高まっている。

図表 4-9 地方議会議員に占める女性比率の推移

年	総地方議会議員数		
	女性議員		比率
1991	5 169	48	
1995	5 756	128	2.2%
1998	4 179	97	2.2%
2002	4 167	140	3.4%
2006	3 621	525	14.5%

(出所) 中央管理委員会資料 (http://www.kosis.kr/ : 2008.02アクセス)

<ソウル市>

ソウル市内の区議会における議員数全体、女性議員数、女性議員割合の推移は、下表の通りである。最新のデータは、2006 年の第 4 代選挙における結果であり、市議会議員に占める女性割合は 12.3%、区議会議員に占める女性割合は 19.6%となっている。このうち、比例区での選出は、市議会では 106 議席中 10 議席であり、60%を女性議員が占めている。区議会では、419 議席中 53 議席が比例区であり、92.5%を女性議員が占めている。

図表 4-10 ソウル市議会議員・区議会議員における女性の参画状況の人数と女性割合

	広域自治体 - ソウル特別市			基礎自治体 - ソウル自治区		
	全体	女性	女性割合	全体	女性	女性割合
第1代(1995年6月)	147	14	9.5%	806	35	4.3%
第2代(1998年6月)	104	11	10.6%	520	26	5.0%
第3代(2002年6月)	102	8	7.8%	513	29	5.7%
第4代(2006年5月)	106	13	12.3%	419	82	19.6%
うち比例区選出	10	6	60.0%	53	49	92.5%

(出所) ソウル市女性家族政策官室資料より

市の審議会委員に占める女性割合は、2005年が30.4%、2006年が30.9%である。ただし、職務指定のあるポストと指定なく選出されるポストでは、女性割合が大きく異なり、職務指定がある場合、女性割合は4.8%とどまっている(2006年)。選出の場合は37.2%と、目標の4割に近い数値となっている。

図表 4-11 市の審議会委員における女性の参画状況

	審議会委員数								
	全体			職務指定			選出		
	全体	女性	比率	全体	女性	比率	全体	女性	比率
2005年	1,417	431	30.4%	236	17	7.2%	1,181	414	35.1%
2006年	1,484	458	30.9%	291	14	4.8%	1,193	444	37.2%

(出所) ソウル市女性家族政策官室資料より。

また、分野ごとに女性割合は大きく異なる。女性割合の高い分野は、保育(92.3%)、女性(71.9%)、医療(60.0%)、青少年(57.1%)、水道料金(57.1%)などである。一方、都市計画、交通などの分野は、女性割合が低い。

(2) 政治分野への女性の参画に関する取組

国

国政への女性の参画に関する主な取組としては、「比例代表候補割当制」、「地域区(小選挙区)候補の30%割当努力義務」、「女性政治発展基金」、「政府委員会女性参加拡大事業」がある。

BOX: 韓国における選挙制度

韓国では、地域区(小選挙区)比例代表併用制を採用している。ただし、比例区選出議席の割合は少ない。また、比例区自体の投票は無く、各党が地域区で獲得した得

票数の合計によって、比例区における各政党の獲得議席数が決まる仕組みとなっている。

・ 比例代表候補割当制

2000年2月に可決された政党法改正案に盛り込まれ、導入された。比例候補の一定割合を女性に割当てるクォータ制度である。導入当初は、候補の30%と定められ、罰則規定もなかったが、現在は50%に引き上げられ、違反した場合は、名簿を撤回させられる。また、現在は、名簿の奇数順位を女性とするため、比例が奇数議席の場合、過半数を女性が占めることになる。国、広域地方自治体から基礎自治体まで、すべてのレベルの選挙に適用されている。2000年の導入以降、改正政党法で定められていたが、2005年に公職選挙法に移された。

この間の制度の変遷をみると、国会議員については、2000年4月の第16代総選挙から各党比例代表候補の30%を女性とするクォータが適用された。2004年3月には、この割合が50%に引き上げられた。2000年度の国会議員に占める女性議員の割合は、5.9%(274人中16人)に過ぎなかったが、2004年度には13.4%となった。2002年の地方選挙を前にした公職選挙法の改正で、国よりも先に広域自治体(広域市・道)で、女性に50%が割当られるよう法改正がなされた。また、名簿の順位2名ごとに1人を女性とすることも定められ、政党が女性候補者の割当を守らなかった場合、候補者登録を無効とする罰則規定が置かれた。この罰則規定は、2005年の改正公職選挙法により、国会議員選挙についても適用された。さらに、2005年の改正公職選挙法では、名簿の奇数に女性が割当られることが定められ、この規定についても遵守しなかった場合、候補者名簿の無効規定が適用されることとなった。

・ 地域区(小選挙区)候補の30%割当の努力義務

2004年3月の改正政党法で、国会議員選挙の地域区に関して、女性公認候補を候補者全体の30%とする努力義務が各政党に課せられた。また、公認候補者を30%以上とした政党には、政治資金に基づいた補助金を支払うこととされた。この制度は、2002年の政党法改正で地方議員選挙に適用され、2004年には国会議員選挙にも適用された。しかし、政治資金に関する法律は、2006年に改正され、要件が緩和された。

・ 女性政治発展基金

2004年3月の政治資金法により、国庫からの政党助成金の10%を、各党が女性政治家の育成・発展に使うよう規定されている(28条2項)。女性候補の政治資金として使われるほか、女子学生の政治的リーダーシップ研修などにも使われる。

・ 政府委員会女性参加拡大事業

2003年に、2007年までの目標率40%と定められた。目標は、下表の通り、年度別に定められている。2004年に、国務調整室「法的義務・勸奨事項」の評価項目に含められ、

2006年に国務調整室の特定業務評価の対象となった。

図表 4-12 政府委員会女性参加拡大事業年度別目標率

年度	2004年	2005年	2006年	2007年
目標率	34%	36%	38%	40%

(出所) 女性家族部「女性政策年次報告書2006」

2006年度に中央行政機関に設置・運営されている45の委員会及び市・道の法律・大統領令又は条令に基づき設置・運営されている16の委員会を対象に調査が行われた。2006年12月末現在、各種委員会に参加している女性委員の比率は、平均33.7%で、2005年の32.4%に比べ1.3%増加している。女性家族部の「女性政策年次報告書」においては、前年より増加した理由として、各機関の自律的な拡大の努力と各機関の庁の持続的な関心・努力、関連省庁間の協力があつたためとしている。また、特に、女性の参加率の低かつた16の機関を集中的に管理したことで、女性の参加が拡大できたとしている。

地方

地方においても、先に述べたように「比例代表割当制」が導入されている。

・ 比例代表候補割当制

広域自治体(広域市・道)については、国と同じく2000年に30%の割当が定められたが、2002年の地方選挙を前にした公職選挙法の改正で、国よりも先に50%が割当られるよう法改正がなされた。また、名簿の順位2名ごとに1人を女性とすることも定められ、政党が女性候補者の割当を守らなかった場合、候補者登録を無効とする罰則規定も、国よりも先に広域自治体で導入された。市・郡・自治区等の基礎自治体についても、この2005年の改正公職選挙法により、国や広域市と同じ条件が加えられた。こうした取組の結果、2006年には、地方議会における女性議員の割合は、14.5%(広域12.1%、基礎15.1%)となっている。

(3) 今後の課題

女性議員割合は増加している。しかし、全議席に対する比例議席の割合が低く、地域区(小選挙区)の割合が高い。そのため、比例で過半数を占めても、議員全体に占める女性議員割合は依然低い。また、韓国では地域区で集めた得票数に応じて、各政党の比例獲得議席数が決まるため、地域区選出議員に力がある。比例で女性候補が議員になっても、多くの党では、一度限りの候補で終わってしまうため、国会や党で発言権を持つことは困難である。また、比例で選出された女性議員は、エリートが多く、後輩を育てていないとの批判もある。公職選挙法の改正案として比例議席の割合を高める案も出されているが、地域区の議席数を減らすことは困難とみられる。

女性議員が地域区において実力で当選することが期待されるが、現実には、地域区での当選者は少なく、党内で候補者として選出される比率も少ない。比例議員として、よい政策に取り組み、知名度を高めた後、地域区で勝利するという地域区に出馬する女性もいるが数的に少ない。今後、単に議員数を増やすばかりではなく、実力をつけ、実際に政治家として業績を上げる女性議員が増えることが重要とみられる。

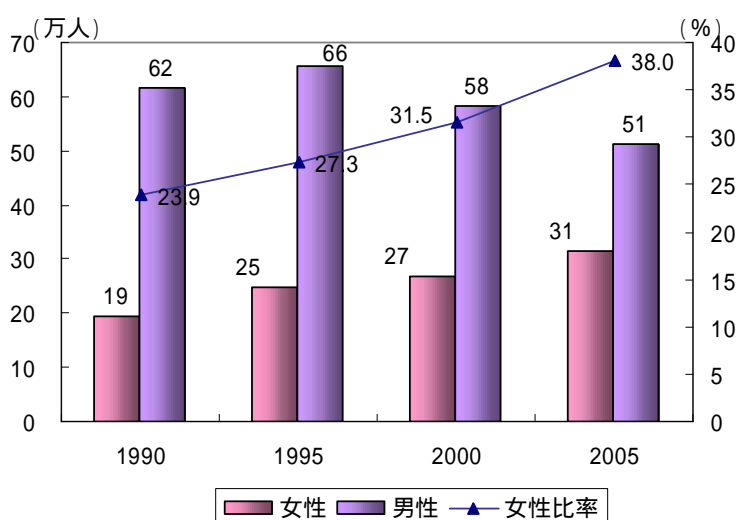
3. 行政分野への女性の参画

(1) 行政分野への女性の参画の実態

国

男女別公務員数と女性割合の推移(国および地方)は、下図の通りである。女性割合は、90年以降高まっており、2005年には38.0%を占めている。

図表 4-13 男女別公務員数と女性割合の推移



(出所) KWDI 「Women in Korea Statistical Handbook 2007」より

男女別の上級公務員試験(5級:高等考試)合格者数と女性割合の推移(国および地方)は、次頁図のとおりである。上級公務員試験の合格者割合でも、2006年には、女性が38.2%と4割弱を占める。